

(様式第1号)

■ 会議録 □ 会議要旨

会議の名称	第44回 芦屋市入札監視委員会
日時	令和4年5月27日(金) 14:00~16:00
場所	北館4階 教育委員会室
出席予定者	委員長 安原 徹 委員 坂本 幸子 委員 西村 久美子 事務局 佐藤副市長 森田総務部長 白井契約検査課長 鹿嶋建築課長 三柴主幹(道路・公園工事担当課長) 宮本下水道課長 森本水道管理課長 契約検査課職員
事務局	総務部契約検査課
会議の公開	<input type="checkbox"/> 公開 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <非公開・一部公開とした場合の理由> 芦屋市入札監視委員会規則第5条第5項
傍聴者数	—

1 会議次第

(1) 議事

- ① 入札・契約手続の運用状況等の報告(令和3年度下半期執行分)
- ② 抽出案件
- ③ 競争入札にかかる指名停止等の措置基準適用状況報告(令和3年度下半期執行分)
- ④ 随意契約サンプリング調査結果報告(令和3年度第3四半期・第4四半期調査分)
- ⑤ その他

2 提出資料

- 資料(1) ア 入札状況及び随意契約内容一覧表 令和3年度下半期
(令和3年10月1日~令和4年3月31日)
イ 不調・不落発生件数
ウ 不調・不落発生件数(工種別)
エ 公共工事入札状況(予定価格段階別一覧表)
オ 公共工事入札状況(参加業者・落札業者区分別一覧表)
- 資料(2) 抽出事案①~⑤関係書類(写し)
- 資料(3) 競争入札に係る指名停止等の措置基準適用一覧表(令和3年度下半期分)
- 資料(4) 随意契約サンプリング調査結果報告(令和3年度 第3・4四半期)

第4 4回芦屋市入札監視委員会 議事概要

(1) 入札・契約手続の運用状況等の報告（令和3年度下半期執行分）

（質疑・意見）条件付き一般競争入札が最も好ましいというのは確かにそうですが、不調によってスピーディーな実施ができず、市民サービスの面ではご迷惑をかける可能性もあると思います。場合に応じて、随意契約を上手に適用するような方策は考えられないのでしょうか。

（事務局）地方自治法では原則として、一般競争入札によって契約を締結するものとされておりますが、施行令の中で随意契約を行える場合の規定がございます。これに従いまして、経済的な合理性や案件の特殊性などを考慮した上、適当と認められる場合には、随意契約を行うこととしております。

（質疑・意見）辞退率が増加しているのが気になります。他社が辞退されることで随意契約ができってしまうのであれば、場合によっては、潜脱のように見えてしまう可能性があると思います。辞退理由とされている技術不足、人手不足というのは、市で解決できる問題ではないので難しいと思うのですが、できるだけ工夫をして入札を実施した上でそれでも成立しなければ随意契約を行うということで良いのではないのでしょうか。

（意見・質疑）入札だと価格のみの競争になりますが、実績などは考慮されないのでしょうか。

（事務局）随意契約の一つに、プロポーサル方式というものがございます。価格だけでなく、提案内容も評価するといった手法も制度としてございますので、業務等の内容に応じ、必要性があれば、実施しているところです。

（質疑・意見）市外業者の受注が多いように見受けられます。市税収入の観点からすると、市内業者が儲けてくださることが、ありがたいことなので、市内業者優先というのは財政上の根拠としてあると思いますが、そういうことを方向性として示すことは好ましくないのでしょうか。

（事務局）地域経済の活性化や市内業者育成の観点から、受注機会の確保に努める必要性は認識しており、入札参加条件等において、市内業者への配慮を行っております。

（質疑・意見）市立緑保育所内外装改修工事は上半期中止となった市立緑保育所大規模改修工事から引き継いだ案件かと思いますが、予定価格と最低価格が変化しているのは何故でしょうか。

（事務局）参加辞退等により入札不調となった結果も踏まえ、再度の実施にあたり、設計の内容を見直したことによるものでございます。

（質疑・意見）パイプライン施設は管工事ということですが、不調になりやすい工種なのでしょうか。

（事務局）パイプライン施設を導入している自治体は非常に少なく、一般的ではないため、経験を有する事業者が限られていることが背景としてあります。また、今後のパイプライン施設の動向を考えると、積極的な参加は控えられている状況があるのではないかと考えられます。

（質疑・意見）例えば、それを理由に随意契約をすることは難しいですか。

(事務局) 特定の事業者でないと施工できないというものではありませんので、原則、競争入札で実施することになります。但し、入札に参加される事業者が少なく、不調が生じている状況はご指摘のとおりです。

(質疑・意見) 入札に参加しやすいように、事前に事業者側の要望や工事に入る前に材料調達の状況などのヒアリングは行わないのですか。

(事務局) 案件毎での事前調査のような形では行っていませんが、入札を辞退される事業者からは、その理由をお聞きするようにしています。辞退理由を踏まえ、次回以降の対応についての検討は行っております。

(質疑・意見) 例えば、資機材に関しては、調達の難しさや、価格の高騰などの要因があるので、事前にヒアリングをしておけば、積算価格も適正なものになりますし、それにより事業者も応札しやすい状況なるのではと思うのですが。

(事務局) 資機材の状況に関しては、メーカー等に問い合わせるということは事前にできますし、現状のように不安定な供給状況が続いている中では、見通しを立てる上でも非常に重要かと思えます。

(質疑・意見) 人員不足や資材不足だけでなく、様々な要因がありますし、経済的な変化も起こってきていますので、今まで通りのルールで良いのかどうかについてはよくご検討いただきたいと思えます。

(2) ①船戸町地内外污水管更生工事

(質疑・意見) 条件付き競争入札に参加された3社は市外業者ですか。

(事務局) 1社は市内業者で、2社は市外業者です。

(質疑・意見) 最低制限価格は事後公表であるのになぜそこに入札金額が固まってくるのでしょうか。真面目に積算したらそうなったということですか。

(事務局) 事業者の積算技術も向上しておりますので、一つ一つの工種を正しく積算できていれば、算出することは不可能ではありませんが、内容が多岐に渡るものについては、難しいと思えます。但し、最低制限価格の計算式を公表しておりますので、事前公表している予定価格から一定の類推は可能と思われます。

(質疑・意見) 受注意欲が高かったということでしょうか。

(事務局) そのように認識しております。最低制限価格はダンピング受注防止を目的として設けているものであります。

(2) ②市立緑保育所内外装改修工事

(質疑・意見) 落札業者は、市内業者ですか。

(事務局) 市外業者です。

(質疑・意見) 地域要件を拡大したことで、参加が可能となった事業者ですか。

(事務局) 落札業者に関しましては、当初から対象となっていた事業者です。

(質疑・意見) 総合評定値の要件も満たした上で参加されているということですね。

(事務局) その通りです。2年毎の業者登録時に総合評定値通知書の提出を求めておりますし、資格申請の段階でも再度確認を行っています。

(質疑・意見) 市立緑保育所は建築後何年経っている建物なのでしょうか。

(事務局) 昭和53年度の建設ですので、約43年が経過しています。

(質疑・意見) 旧耐震か新耐震のどちらでしょうか。

(事務局) 旧耐震ではありますが、市内の施設に関しては耐震診断等を行っておりまして、耐震性を有することは確認しておりますので、耐震補強はしていません。

(質疑・意見) 金額の面でも比較的規模の大きい案件だと思うのですが、1回目に1社しか応札がなく、不調となった要因は何でしょうか。

(事務局) 要因は様々あるかと思いますが、不調となったことを受けまして、設計内容等を見直した結果、再度の入札では参加業者も増加しておりますので、1回目については積算条件が合わなかったことも一因かもしれません。

(質疑・意見) 保育所ですので、お子さんがいらっしゃる中での工事かと思うのですが、それによって工期に無理があったわけではないのですか。

(事務局) 保育所には、市内の別の施設に移っていただき、無人の状態で行工を実施するという条件としておりました。再度の実施にあたり、事業者にはヒアリングいたしましたところ、道路から建物内への寄り付きに関し、施工条件があまり良くないということをお聞きしましたので、その点で、設計の見直しを行っております。

(質疑・意見) ヒアリングは、入札不調となったことでされたものなのですか。

(事務局) 近年は入札不調になる案件が非常に多くございまして、辞退理由として、技術者を配置できないのであれば、その事業者特有の事情になります。しかし、価格が合わないということであれば、我々の施工の考え方と事業者が想定されている施工方法の相違が考えられますので、そのような場合にはヒアリングを行うようにしております。

(2) ③土砂災害特別警戒区域(三条町)対策改修工事(その2)

(質疑・意見) 失格が1社ありますが、どのような理由でしょうか。

(事務局) 辞退の届出もなく、入札に参加されなかったことから失格となっております。

(質疑・意見) 前回の入札時より予定価格が大きく上がっているのはなぜでしょうか。

(事務局) ここ数年、斜面工事の作業員が減少しているということと、同種の工事が国や県から多く発注されているので、この規模の工事、価格では参加が難しいのではないかと予測はしておりましたが、入札不調が続きましたので、事業者から施工見積を徴取しましたところ、民地の近くで工事をするということで、民地に影響を及ぼす可能性が高く、そのリスクを限りなく減らすよ

う、少しずつ現場に合わせた施工条件とするための補正を加えていった結果、最終的に設計金額が大きく増加しております。

(質疑・意見) 当初から工区を分割して発注したとお話でしたが、コストを下げるためでしょうか。

(事務局) コストのためではなく、現場状況から、早急な施工が必要な範囲から先行して実施するために、分割したものです。

(質疑・意見) 平地の工事よりも金額は高くなるのでしょうか。

(事務局) 平地に比べますと、作業的な制約も生じますので、それに応じた補正の考え方もあるのですが、施工条件が金額として反映されにくい部分もあります。

(2) ④芦屋公園外遊具更新工事

(質疑・意見) 設置する遊具等の種類は市で決めているのでしょうか。設置が抑制されているような遊具もあるように聞きます。

(事務局) 危険、事故の多い遊具というのは、ある程度データが集まっておりますので、どの自治体もそのような遊具に関しては減らしております。

(質疑・意見) 危険な遊具は、データでも確認の上、排除しているという理解でよろしいでしょうか。

(事務局) はい。その通りです。

(2) ⑤河川環境整備事業(除草) 尼崎港管理事務所管理分その2

(質疑・意見) 毎年実施されている業務ですが、落札率が高止まりしている状況が見受けられます。

(質疑・意見) 採算が合わないような業務なのでしょうか。

(事務局) 人件費が大半を占める業務であり、少額の案件でもありますので、大きな利益が見込めるといったものではないと思われま。

(質疑・意見) 公園や街路樹のように、地域の方々の要望を反映する公共的な要請がある業務であれば、同一業者が継続的に行うことで円滑に進む側面もあるかと思いますが、この業務に関してはどうでしょうか。

(事務局) 特に継続性が求められる業務ではないと考えております。

(質疑・意見) 予定価格非公表の業務ではありますが、落札価格の高止まりを改善するための工夫や対策というのは難しいのでしょうか。

(事務局) 作業量等も踏まえ、発注区域の見直しが可能であれば検討してみたいと考えております。

(3) 競争入札にかかる指名停止等の措置基準適用状況報告(令和3年度下半期執行分)

(質疑・意見) 独占禁止法違反行為も、芦屋市では指名停止の対象にされるのですか。

(事務局) 建設関係の事業者につきましては、建設業法違反行為が指名停止の主な要因となっておりますが、業務委託や物品の購入等でも入札を実施しておりますので、独占禁止法違反やその他、不正行為があった場合には措置基準に基づき、指名停止を行っています。県や近隣市においても同様に規定がされているものと思います。

(4) 随意契約サンプリング調査結果報告（令和3年度第3四半期・第4四半期調査分）

(質疑・意見) 指導内容の箇所で、発注に際し、不明瞭なところがあったとおっしゃっていましたが、具体的にはどのような部分が不明瞭だったのでしょうか。

(事務局) 当初行った工事の図面が、付随する工事にも流用されており、どちらの工事内容を示すものなのか、添付の資料だけでは事業者が判断できないような事例が見受けられました。

(質疑・意見) 見積内容に関わるものであるもので、明確に示す必要があるということですね。

(質疑・意見) 調査については適切に行われていると思います。

以 上